

税のお知らせ

所得税、市県民税の申告期限は3月15日(水)です。申告の必要な方は、期限内の申告をお願いします。

なお、所得税の申告については電子申告(e-Tax)、市県民税の申告については郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

マイナンバーの記載と番号確認書類等について

●所得税の確定申告・市県民税の申告いずれも、申告書には、申告者本人、控除対象(同一生計)配偶者および扶養親族のマイナンバーの記載が必要です

●申告書の提出時には、申告者本人の番号確認書類と本人確認書類の提示が必要となります(控除対象(同一生計)配偶者および扶養親族のマイナンバーについては、確認書類の提示は不要です)

所得税の確定申告

問仙台北税務署 ☎222・8121、仙台中税務署 ☎783・7831、仙台南税務署 ☎306・8001

申告や問い合わせは混雑を避けて自宅等から

●マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォン(読み取り機能付き)から電子申告(e-Tax)で確定申告書を提出できます(マイナンバーカードがない方も、税務署で発行したID・パスワードで電子申告(e-Tax)を利用できます)。また、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)の「確定申告書等作成コーナー」では、申告書の作成ができ、作成した申告書は印刷して郵送等で提出できます

●申告のご相談は、電話(確定申告電話相談センター：上記税務署に電話し、音声案内で「0」を選択)または税務相談チャットボット(ホームページ上で質問を入力すると、自動で回答するサービス)をご利用ください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

所得税の確定申告が必要な方

- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を1カ所から受けていて、給与所得、退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
- 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- 事業をしている方や不動産収入がある方、土地・家屋・株式等売った方などで一定の要件に当てはまる方

公的年金収入がある方
公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告が不要です。ただし、多額の医療費を支払ったときなど、源泉徴収された所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。

給与所得者の還付申告

給与所得者の方で次に該当する方は、確定申告により、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。なお、所得税の還付申告書は、確定申告期間にかかわらず、申告する年の翌年の1月1日から5年間提出することができます。

- 多額の医療費を支払った方
- 住宅ローンなどによりマイホームの取得や増改築などをした方
- 年の途中で退職し、再就職していない方等

申告に必要なもの
①個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)
②本人確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証等) ※マイナンバーカードを持参した場合は不要です
③源泉徴収票、収支内訳書、その他収入および必要経費を証明する書類(領収書、帳簿等)
④所得控除の対象となる医療費控除の明細書(※)、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料・小規模企業共済等掛金・寄附金などの領収書等、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
⑤配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得を証明するもの
⑥障害者控除を受ける方は、障害者手帳等、障害者控除対象者認定書(障害者控除対象者認定書の交付は、区役所・宮城総合支所障害高齢課で申請が必要です)
※医療費控除を受ける場合「医療費控除の明細書」の提出が必要です。領収書の添付または提示では控除は適用されません

確定申告書作成会場

会場では、原則ご自身のスマートフォンにより、ご自分で申告書等を作成していただきます。

開設日時	会場	対象
2/1(水)~3/15(水) (土・日曜日、祝休日を除く。ただし、2/19(日)・26(日)は開設)	仙台北税務署(※) (青葉区上杉1-1-1)	仙台北税務署管内の方
	仙台中税務署 (若林区卸町3-8-5)	仙台中税務署管内の方
9:00~16:00	アステックミュージアム 仙台産業展示館 (太白区中田町字杉ノ下18)	仙台北・仙台中・仙台南税務署管内の方

※仙台北税務署の受付時間は16:00まで

- 申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です
入場整理券は、入場日の10日前からLINEアプリ(国税庁LINE公式アカウント[ID:@kokuzei]を友だち追加する必要があります)で事前発行により入手できます。当日、直接会場で受け取ることもできますが、数に限りがありますので、後日改めて来場いただく場合もあります。確実に入場できる事前発行をお勧めします。
- 指定された入場時間内に来場いただき、入場時に入場整理券(スマートフォン等の画面または印刷したもの)を提示してください。忘れた場合は入場できません
- 入場整理券は、入場する方1人につき1枚必要です(介護者は入場可)
- 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

所得税確定申告書(第二表)の次の欄は市県民税の計算に必要です。忘れずに記載をお願いします

- ◎「配偶者や親族に関する事項」欄
同一生計配偶者・16歳未満の扶養親族を有する場合の扶養親族氏名等
- ◎「住民税・事業税に関する事項」欄
配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除に関する事項等
- ◎住宅ローン控除を受ける方の「特例適用条文等」欄
居住開始年月日等の必要事項

市県民税の申告

問市民税課【青葉区・泉区】 ☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】 ☎214・8638

感染拡大防止のため郵送申告をご利用ください

郵送での申告書提出にご協力をお願いします。なお、市ホームページ「市県民税税額試算・申告書作成コーナー」https://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/seandai_top.html(右の二次元コードでもアクセス可)で市県民税の税額の試算や申告書の作成ができます。



市県民税の申告が必要な方

●令和5年1月1日現在、市内にお住まいで、下記「市県民税の申告が不要な方」に該当しない方(令和4年中に所得がなかった方も申告が必要です。申告しない場合は非課税証明書等を発行できないことがありますので、ご注意ください)

公的年金等収入が400万円以下の年金受給者で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方について

所得税の確定申告は不要ですが、公的年金等以外の所得がある場合や、医療費控除・社会保険料控除(国民健康保険料や介護保険料等で、銀行窓口等や口座振替によりご自身で支払った分があるとき)などの控除を受ける場合には、市県民税の申告が必要です。

市県民税の申告が不要な方

- 所得税の確定申告をする方
- 収入が給与収入のみ、または公的年金等収入のみの方(年の途中で就職または退職し、年末調整を受けていない方および医療費控除などの源泉徴収票に記載のない控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です)
- 上記に該当する方の扶養親族等(同一生計配偶者または扶養親族)の方(仙台市以外にお住まいの方に扶養されている方は申告が必要です)

市県民税申告会場

開設期間(閉庁日を除く)	受付時間	会場
2/16(水)~3/15(水)	9:00~11:30、13:00~16:00	●アエル5階展示スペース特設会場(青葉区・太白区役所代替会場) ●宮城野区役所6階ホール ●若林区役所6階ホール ●泉区役所東庁舎1階会議室
	9:30~11:30、13:00~16:00	●宮城総合支所3階会議室
2/22(水)~3/15(水)		●秋保総合支所2階大会議室

●会場の混雑状況によっては、午前・午後の受付終了時間を早める場合があります

軽自動車税(種別割)の変更手続きはお早めに

問区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は10ページ)、市民税企画課 ☎214・8625

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者に課税されます。バイクや軽自動車などの名義や住所が変わった場合や廃車した場合、盗難に遭った場合は手続きが必要です。例年3月は窓口が大変混雑しますので、できるだけ2月中に手続きをお願いします。

種類	手続き窓口
原動機付自転車(125cc以下バイク等)、小型特殊自動車(農耕作業用含む)	区役所税務会計課、総合支所税務住民課
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下等)、二輪の小型自動車(250cc超)	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050・5540・2011
三輪・四輪の軽自動車(660cc以下)	宮城県軽自動車協会 ☎388・6033

令和5年度から軽自動車税(種別割)の税率が変わる車両があります

問市民税企画課 ☎214・8625

軽自動車のグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けた年月から13年を経過した経年車(令和5年度は自動車検査証の初度検査年月が平成22年3月以前の車両が対象)に対して、税率を引き上げる重課が適用されます。

車種	税率	
三輪(660cc以下)	4,600円	
四輪乗用(660cc以下)	営業用	8,200円
	自家用	12,900円
四輪貨物用(660cc以下)	営業用	4,500円
	自家用	6,000円

●一部対象から除かれる車両もあります。詳しくはお問い合わせください

償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか

問資産課税課 ☎214・8619

市内に償却資産(事業用資産)をお持ちで、まだ申告がお済みでない方は、令和5年1月1日現在の資産の明細を記入した申告書を至急提出してください。

市税の納め忘れはありませんか

問北徴収課【青葉区】 ☎214・8152【泉区】 ☎214・5027、南徴収課【宮城野区・若林区】 ☎214・8153【太白区】 ☎214・8154

令和4年度分の市税の納め忘れはありませんか。納付が難しい場合は早急にご相談ください。円滑な市政運営のため、期限内の納付にご協力をお願いします。

「杜の都おしえてコール」をご利用ください

市税をはじめ市役所や区役所でのさまざまな手続きに関する一般的なお問い合わせを受け付けています。個人情報に関わるお問い合わせなどは、担当部署に取り次ぎます。
☎398・4894、FAX398・5070
(8:00~20:00(土・日曜日、祝休日は17:00まで))